

第 48 回総選挙・政党アンケート集計結果

2017 年 10 月 15 日

国際婦人年連絡会

アンケートは 10 月 4 日、7 政党に質問票（返信封筒同封）を発送し、11 日必着で回答を依頼しました。

下記の 5 党から 11 日～13 日に郵送またはファクスによる回答がありました。

公明党からは 10 月 6 日に「憲法問題は党内で論議中なのですべての項目にお答えできません」との電話がありました。

希望の党からは無回答だったので 14 日に電話をし、不在であった担当者に伝言を依頼しましたが、その後も連絡はありません。

質 問	自由民主党	日本維新の会	日本共産党	社会民主党	立憲民主党
1 憲法 9 条について Q1 政党として憲法 9 条の改正を目指しますか 1 はい 2 いいえ	1 はい	1 はい	2 いいえ	2 いいえ	2 いいえ
Q2 Q1 で、はいと答えた方、その内容はどんなものですか。 1 9 条 1 項と 2 項はそのまま自衛隊の規定を置く。 2 9 条 1 項はそのまま	3 その他 (改正内容) 自衛隊が違憲かもしれないという議論が生まれる余地をなくすことは、重要な課題です。	3 その他 (改正内容) 国民の生命と財産を守るための改正を行う。			

<p>で、2項の「交戦権を否認する」を削除して変更し、「戦力を保持できる」としたうえで、3項或いは9条の3に自衛隊の規定を置く。</p> <p>3 その他</p>					
<p>Q3 上記Q2で1と答えた方へ</p> <p>自衛隊は2項の「戦力」に該当するとお考えですか。1する2しないその理由は？</p>					
<p>Q4 9条の改正を目指す他の政党と共同で憲法改正案を発議する可能性はありますか？</p> <p>あるとすればどのような場合ですか。</p> <p>1あり 2なし</p> <p>どのような場合？</p>	<p>1可能性あり</p> <p>衆議院・参議院の憲法審査会で議論を深め、各党と連携し党内外の十分な議論を踏まえ、憲法改正を目指す。</p>	<p>1可能性あり</p> <p>国民の生命と財産を守るために資すると判断できる場合。</p>			
<p>Q5 Q1で2と答えた方は、9条改正を目指さない、現状の文言を維持する理由をお書</p>			<p>(理由)</p> <p>憲法9条は、二度と戦争をしないというアジアと世界への約束</p>	<p>(理由)</p> <p>平和憲法は第二次世界大戦の反省と教訓、多大な犠牲によって</p>	<p>2015年に強行採決された違憲の安保法制の問題をうやむやにしたままに、理念なき</p>

<p>きください。</p>			<p>であり、戦後日本の原点です。戦後、日本の自衛隊が一人の外国の兵士も殺さず、一人の戦死者も出すことがなかったのも、9条があればこそでした。憲法9条は、今や日本はもちろん、世界の宝です。</p>	<p>得たものであり、アジアとの信頼の証でもあります。9条は人類の叡知ともいえます。戦争は違法であり、紛争解決の手段として武力に訴えることは主権国家の正当な権利ではないという国際人道法の到達点を後退させることがあってはならないと考えます。</p>	<p>憲法改正が叫ばれています。専守防衛を逸脱し、立憲主義を破壊する、安保法制を前提とした憲法9条の改悪とは、徹底的に闘います。</p>
<p>2 憲法 24 条について</p> <p>Q 6 憲法 24 条を改正すべきだと考えますか？</p> <p>1 改正すべき</p> <p>2 改正すべきでない</p> <p>1 と答えた方はその内容と理由を、2 と答えた方はその理由をお書きください。</p>	<p>1 改正すべき (理由)</p> <p>世界人権宣言 16 条 3 項は、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり」と規定されている。</p>	<p>2 改正すべきでない (理由)</p> <p>家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等は重要であり、今後も政府がその達成に向けて努力すべきであるから。</p>	<p>2 改正すべきでない (理由)</p> <p>憲法 24 条は、妻は夫に従うものなどとする戦前の「家制度」を否定し、家庭生活における個人の尊厳と両性の平等を規定した条項です。社会での平等をかかげた 14 条、政治参加での平等を掲げた 44 条とともに、日本社会のあらゆる</p>	<p>2 改正すべきでない (理由)</p> <p>個人の尊厳、男女の本質的平等を明記する 24 条によって、女性たちは「家制度」から解放され、男女平等に基づく人権と自由を獲得しました。家族や共同体重視は「家制度」復活につながりかねません。多様な家族の姿こそ認めるべき</p>	<p>2 改正すべきでない (理由)</p> <p>政治の役割は、個人の尊厳と両性の本質的平等を規定する憲法 24 条の精神を具現化していくことだと考えます。</p>

			<p>る分野での女性への差別をなくすことを詳細に規定したものです。憲法 24 条は、法律は「個人の尊敬と両性の平等の本質的平等に立脚」して制定されるべきと明示しており、この立場に立って、民法における男女差別の速やかな是正、選択的夫婦別姓の実現などをすすめる政治が求められていると考えています。変えるべきではありません。</p>	<p>です。性別役割分業論と結びつけられ、女性に家庭内労働を押しつけることにもつながります。</p>	
<p>Q7 女性差別撤廃条約を批准している国として、憲法 24 条の関連で改善すべき法や制度として何があると考えますか？</p>	<p>閣議決定した「男女共同参画基本計画」を円滑に推進することです。</p>	<p>現時点で法の改善の必要はないと考えている。法の理念に現実が追いついていない点が多く、法の運用や社会への啓蒙活動が重要と考えている。</p>	<p>選択的夫婦別姓の導入、男女で異なる結婚最低年齢の 18 歳への統一、再婚禁止期間の廃止などの民法改正や、自営業の妻など家族従業員の給与（働き分）を経費として認めない所得税法 56 条の</p>	<p>選択的夫婦別姓の導入のための民法改正、男女同一の婚姻最低年齢（18 歳）の実現のための民法改正、雇用における男女平等の推進、個人通報制度の実現、出生届の記載の見直し、マイノリテ</p>	<p>選択的夫婦別姓を実現するために民法改正を行うべきです。（要検討：また婚姻年齢の男女統一や女性のみ再婚禁止期間の解消についても検討していくべきです）</p>

			廃止などをすすめる ことです。	ィの女性に対する差 別禁止など。	
<p>3 緊急事態条項につ いて</p> <p>Q8 憲法を改正して緊 急事態条項を規定すべ きと考えますか？</p> <p>1 規定すべき 2 規定すべきでない</p> <p>それぞれの理由は何で すか？</p>	<p>1 規定すべき (理由)</p> <p>現行憲法下におい て定められている 様々な緊急事態法制 を踏まえ、法律で対処 可能なものと憲法改 正を必要とするもの との区別について、精 査する必要があると 考える。</p>	<p>2 規定すべきでない (理由)</p> <p>入口で規定すべきで はない。政府の緊急処 置を事後に国会が判 断すべき。</p>	<p>2 規定すべきでない (理由)</p> <p>大災害などの緊急事 態が発生した際、大事 なことは、権限と予算 を被災地の自治体に 集中すること。それは 現に、被災地の首長の 一致した要求ともな っている。政府に権限 を集中する緊急事態 条項は、災害復旧の役 に立たないばかりで なく、表現の自由や思 想信条の自由などの 基本的人権を抑圧す る危険をはらんでい ます。</p>	<p>2 規定すべきでない (理由)</p> <p>ナチスの大統領緊急 令や全権委任法のよ うに機能し、首相独裁 につながるものが懸 念される。災害対処に 必要なのは、政府への 権限集中ではなく、現 場の裁量の拡大です。</p>	<p>2 規定すべきでない (理由)</p> <p>緊急事態に対しては、 必要に応じて既存の 法制度を見直し、万全 な対応ができる体制 を構築すべきです。行 政による恣意的な憲 法運用に歯止めをか けるとともに、緊急時 においても人権と立 憲主義が守られるよ う議論を進めます。緊 急事態が生じた場合 にあっても、立法府の 存立が確保され、国民 主権が保障されるよ う検討を行います。</p>